

【議案第27号】

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

(1) 改正の趣旨

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、基礎課税額等に係る課税限度額を平成28年度の法令限度額に引き上げます。

(2) 改正の予定内容

基礎課税額等の課税限度額を次のとおりとします。

区 分	改正前	改正後	引上げ額
基礎課税額	52万円	54万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円	2万円
介護納付金課税額	16万円	16万円	変更なし
合 計	85万円	89万円	

(3) 今後の影響

基礎課税額等の課税限度額を引き上げるにより、国民健康保険税の課税額が年間約570万円増加することが見込まれます。

(4) 影響世帯：課税限度額超過世帯（推計）

	改正前	改正後
影響世帯数	169世帯	160世帯

※平成28年12月末の加入世帯で試算

(5) 県内の課税限度額の状況（平成28年度）

限度額(円)	89万	88万	85万	82万	81万	80万	79万	73万
市町村数	29	1	16	2	3	1	1	1

(6) 限度額改正経過

年度	H20	H21	H22	H23	H26	H27	H28	H29
法令限度額(円)	68万	69万	73万	77万	81万	85万	89万	89万
長久手市	65万	→	→	73万	77万	81万	85万	89万

平成29年度の法令
限度額は据置き

(7) 施行日

平成29年4月1日